

佐賀県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年十一月五日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字角ノ内八三三九の一、字下中山八六二九の一

九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二(一) 保安林予定森林の所在場所

藤津郡太良町大字系岐字中尾八二〇四の一三四、八二〇四の一三六、八

二〇四の一三七

(二) 指定の目的

水源のかん養

（三） 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
- （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）